

建材設備産業の自主的環境行動宣言

2007年12月

社団法人 日本建材・住宅設備産業協会

はじめに

わが国の経済社会は、戦後の高度成長期から大量生産、大量消費、大量廃棄を繰り返し、今日に至っている。地球上の資源は有限であり、地球環境も微妙なバランスで保たれている。

現状の経済活動では、地球に大きな環境負荷をかけることになる。持続的な経済発展を行うために、あらゆる面において、環境と資源に対する配慮が求められている。

建材設備の廃棄物処理についても、量の増大、排出品目の多様化、最終処分場の枯渇等により、解決が急がれる問題が山積みされている。地球環境、地域環境、産業廃棄物問題等の解決を図り、暮らしやすい安全で安心な環境を次の世代に引き継ぐことが、現代を生きる我々の責務である。

国際的な取り組みとしては、1994年3月、気候変動に関する国際連合枠組条約（以下 気候変動枠組条約という）が発効し、この条約に基づき、1997年12月、気候変動枠組条約第3回締約国会議が京都において開催され、CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出量の削減についての法的拘束力のある約束等を定めた「京都議定書」（1990年を基準年とし、2008年～2012年の5年間に、先進国全体で少なくとも5%の削減を目指す。日本の目標は6%の削減。）が採択された。

我が国においては、1993年「環境基本法」の制定から、1998年6月「地球温暖化対策推進大綱」の決定（2002年3月見直し）2000年からの循環型社会形成推進基本法など環境関連法の整備、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正（最終改正2006年6月）、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正（最終改正2006年6月）等、法・政策の整備が進められてきた。

循環型経済システムを構築する基本的な考え方は、1999年の産業構造審議会における報告書「循環型経済システム構築に向けて」（循環型経済ビジョン）の中で取りまとめられており、従来のリサイクル（1R）対策を拡大してリデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）といった、いわゆる3R（スリーアール）の取組を進めていくことが必要であると提言された。

（社）日本建材・住宅設備産業協会では、この提言に基づき、経済産業省産業製造局住宅産業窯業建材課の指導の基、建材設備産業における3Rの取組に関する調査研究を行い、官民一体となって3Rに関する取組を推進してきた。

今後更に深刻化するであろう環境問題に対して、持続的発展が可能な社会を構築する為に、（社）日本建材・住宅設備産業協会は、建材設備産業としての基本認識・目標・活動方針を検討し、公表するものである。尚、本環境行動宣言は、今後、社会状況の変化および環境行動の実施状況のフォローアップ等に応じ適切な見直しを図っていく。

社団法人 日本建材・住宅設備産業協会
会 長 吉 田 忠 裕

1. 基本認識

1-1 建材設備産業は、環境と資源に係わりの深い産業である。

1-2 建材設備産業は、他産業・地域社会・消費者に係わりの深い産業である。

1-3 建材設備産業は、事業活動を通じて、持続的発展可能な資源循環型社会システムを構築しなければならない。

1-4 建材設備産業は、環境関連の法律を遵守し、資源の有効利用と環境保全について積極的に取り組まなければならない。

1-5 建材設備産業は、良質な居住環境を創造するため、消費者に安全・安心で快適な生活の場を実現する建材設備を提供しなければならない。

1-6 (社)日本建材・住宅設備産業協会は、以上の認識のもとに積極的な環境活動に取り組み、その啓発および普及活動を広く展開する責務がある。

2. 基本目標

2-1 協会は、住宅・建築物等のライフサイクルの全過程において、環境負荷の低減、資源の有効利用、省エネルギー等の積極的な推進に努める。

2-2 協会は、安全・安心で快適な生活を実現すると同時に環境に配慮した建設資材・住宅設備機器の普及に努める。

2-3 協会は、建材設備産業のCO₂排出量削減と3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に努める。

2-4 協会は、建材設備産業の生産活動だけでなく、事業活動の全ての分野における地球環境問題に対し、関連産業・地域社会・消費者と協力し積極的対応に努める。

3. 活動方針

3-1 協会は、会員各団体・各企業とともに環境管理に対する認識の向上をめざす。

3-2 協会は、「環境行動自己点検評価システム」の整備・普及を図り、環境保全、環境負荷の低減、資源の有効利用、廃棄物の適正処理等、会員各団体、各企業の環境活動の定着と実効性の向上を支援する。

3-3 協会は、関連産業・地域社会・消費者との連携を深めるとともに環境に関する情報公開・情報提供に積極的に対応する。

3-4 協会は、建材設備産業の環境行動を継続的に調査し、その成果を公表する。

1. 基本認識

1-1 建材設備産業は、環境と資源に係わりの深い産業である。

わが国における、建設投資額は年間約 53 兆円（2005 年度）であり、日本の GDP の約 10.6%を占めている。この建築物生産に使用される建材設備の種類は多様であり、その市場規模は約 18 兆円に上り、建材設備の生産に使用される資源とエネルギーは非常に大きいと推定される。

また高度成長期に建てられた住宅・建築物の解体により発生する建設廃棄物の量も多くなっている。

このように、建材設備産業は資源および環境のいずれに対しても、深い係わりを有する産業であり、その取り組みが資源・環境に及ぼす影響は大きい。

1-2 建材設備産業は、他産業・地域社会・消費者に係わりの深い産業である。

住宅・建築物には、多種多様な建設資材や設備機器が使用され、工事においても、多くの機材が使用される。建材設備産業は、住宅・建築物に係わる他産業、例えば、建設業・輸送業・機械製造業等の直接的に関係する産業のみならず、産業廃棄物処理業等をはじめとする他の産業とも間接的に係わっている。さらに、建材設備が室内環境や省エネルギーなど居住環境・地球環境に深く関わり、地域社会・消費者に与える影響も少なくない。建材設備産業は、他産業・地域社会・消費者との係わりが極めて深い産業である。

1-3 建材設備産業は、事業活動を通じて、持続的発展可能な資源循環型社会システムを構築しなければならない。

地球温暖化・資源枯渇・環境汚染・エネルギー・人口・食糧等、現在人類が直面し、解決を急がれている問題は多い。これらの問題に対応しつつ、今後とも一定の生活水準を維持するために、建材設備産業は、事業活動を通じて環境・資源・エネルギー問題に積極的に取り組み、持続的発展可能な資源循環型社会システムの構築を図らなければならない。

1-4 建材設備産業は、環境関連の法律を遵守し、資源の有効利用と環境保全について積極的に取り組まなければならない。

建材設備産業は、事業活動を通して、地球上の限りある資源の有効的な活用を図り、資源循環型社会システムを構築するため、環境関連法を遵守し、資源の有効利用と環境保全について社会的責務を認識し、積極的に取り組まなければならない。

また環境関連法に定められた、廃棄物の発生抑制・リサイクル推進・適正処理をより一層推進しなければならない。

この使命を将来においても遵守するために、建材設備産業は、関連産業・地域社会・消費者との連携を密にし、環境や資源問題等に配慮した事業活動を行う必要がある。

環境関連法

環境基本法（環境省）

循環型社会形成推進基本法（環境省）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称：廃棄物処理法又は廃掃法 環境省）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（略称：建設リサイクル法 国土交通省 環境省）

資源の有効な利用の促進に関する法律（略称：再生資源利用促進法 経済産業省）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（略称：グリーン購入法 環境省）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（略称：食品リサイクル法 農林水産省）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（略称：容器包装リサイクル法 環境省、経済産業省）

特定家庭用機器再商品化法（略称：家電リサイクル法 環境省、経済産業省）

1-5 建材設備産業は、良質な居住環境を創造するため、消費者に安全・安心で快適な生活の場を実現する建材設備を提供しなければならない。

建材設備産業の使命は、良質な居住環境・生活空間を創造し、消費者に安全・安心で快適な生活の場を実現する建材設備を提供することにある。

安全・安心で快適な生活を確保するために、化学物質に関する PRTR や MSDS 等に留意し、有害化学物質の不使用、揮発性有機化合物発生抑制、有害物質適正処理等に対応する技術開発や管理システムの研究を推進するとともに消費者や関連産業に対しての積極的な情報開示を進めていく必要がある。

PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により、当該事業者が対象化学物質の大気、水域、土壌を経由して、環境への排出量及び廃棄物、公共下水道への移動量を算出し、届出る制度

平成 13 年 4 月法律に基づく排出量等の把握を開始し、平成 14 年 4 月以降法律に基づく排出量等の届出（第 1 回）となる。

MSDS（Material Safety Data Sheet）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により、事業者が対象化学物質の譲渡等を行うに際し、相手方に対して当該化学物質の性状及び取扱いに関する情報を提供すること（平成 13 年 1 月安全性データシート（MSDS）交付の開始）

交付の対象となるのは、有害性・暴露性を考慮し、第一種指定化学物質（354 物質・物質群を含む）及び第二種指定化学物質（81 物質・物質群を含む）。

1-6 (社)日本建材・住宅設備産業協会は、以上の認識のもとに積極的な環境活動に取り組むとともに、その啓発および普及活動を広く展開する責務がある。

建材設備メーカーおよびその団体から構成される (社)日本建材・住宅設備産業協会は、自ら積極的な環境活動に取り組むとともに、(社)日本建材・住宅設備産業協会を構成する各団体および企業はもとより、消費者・地域社会・関連産業に対して、環境活動を広く啓発および普及していく役割を担っている。

2. 基本目標

2-1 (社)日本建材・住宅設備産業協会は、住宅・建築物のライフサイクルの全過程において、環境負荷の低減、資源の有効利用、省エネルギー等の積極的な推進に努める。

住宅・建築物の耐用年数は、他の耐久消費材と比較して極めて長く、そのライフサイクルは図-1のように区分することができる。

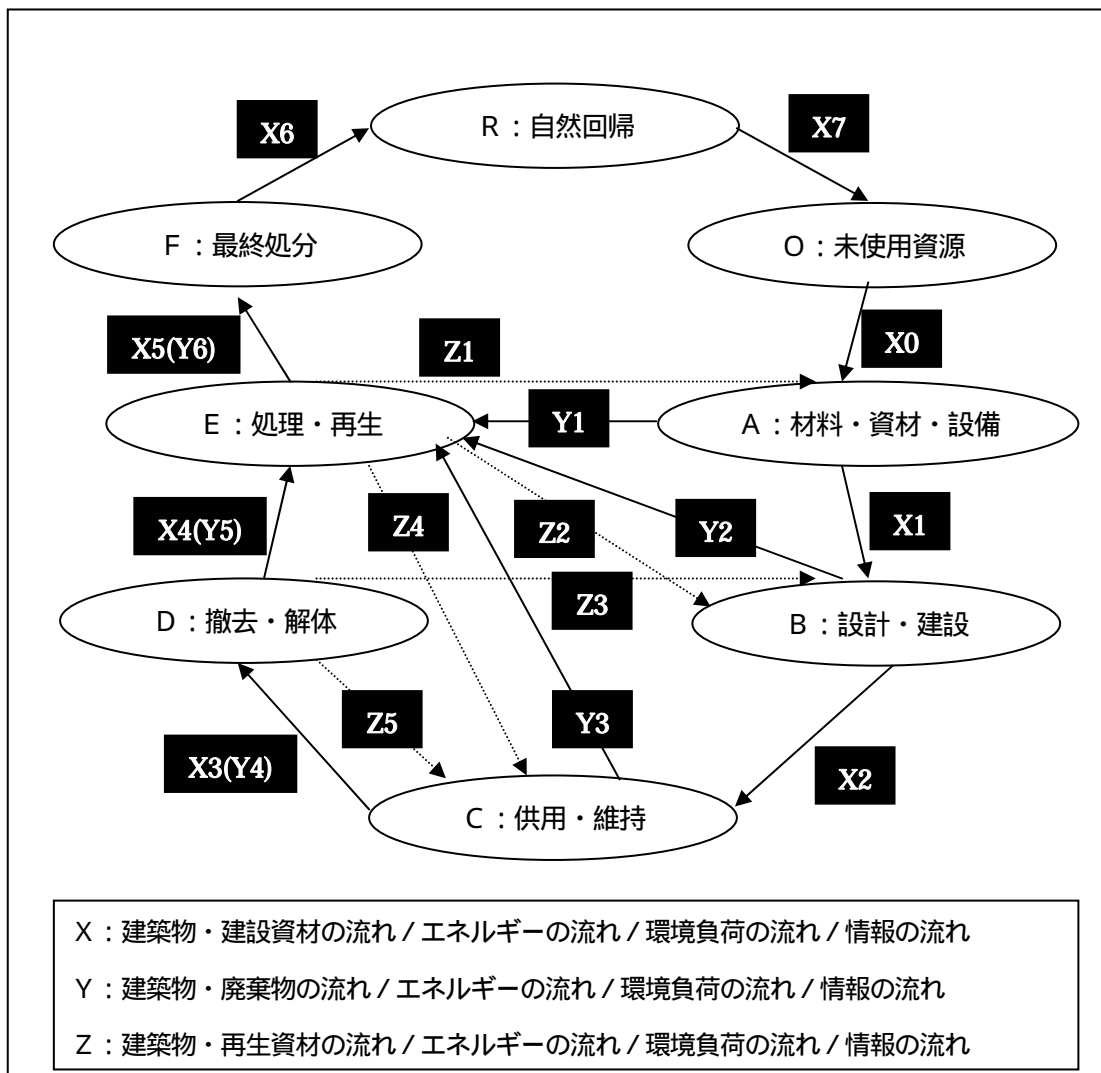


図-1 循環型社会における建築物および建築材料・資材・設備のライフサイクルフローのモデル

- 「A：材料・資材・設備段階」 - 資源の調達から建設資材および住設設備機器の生産に至るまでの全過程
- 「B：設計・建設段階」 - 新規工事にあつては、企画・設計、土地開発、建替工事にあつては解体から始まり、その後の設計および竣工に至るまでの全過程
- 「C：供用・維持段階」 - 住宅・建築物としての使用が開始しされてから、その後の維持・保全および増改築、改修・補修を経て、その使命を終えるまでの全過程
- 「D：撤去・解体段階」 - 住宅・建築物の解体が決定され、解体工事に至るもので事前調査等の必要な措置を含む解体工事および解体にともなつて発生した建設廃棄物が排出されるまでの全過程
- 「E：処理・再生段階」 - 新築、増改修、改修・補修（リフォーム）および解体工事により発生した建設廃棄物が、再使用、再生利用、熱回収や最終処分に付されるまでの全過程
- 「F：最終処分段階」 - 焼却施設等から排出される焼却灰や再利用できないものを埋立処分する過程
- 「O：未使用資源段階」 - 地球から採掘される資源や自然から搾取する木材等
- 「R：自然回帰段階」 - 埋め立てられた物で自然に分解され地球に還るもの

住宅・建築物のライフサイクルからみた場合、建材設備産業が直接的に係わる段階は、「A：材料・資材・設備段階」であるが、その期間は資源の調達から建材設備の生産に到るまでで、この段階における環境負荷の軽減、資源の有効利用、省エネルギー等の改善・向上を推進する。

「C：供用・維持段階」においては、住宅・建築物の耐震性能を高めるとともに、高気密・高断熱工事、ユニバーサルデザインの導入等に資する建材設備の開発、商品化を図ることにより、使用時のエネルギー使用量の削減、また長期的には、住宅・建築物の耐用年数の向上を図り、解体・処理処分による建設廃棄物の排出量削減や、CO₂の大幅な削減に寄与することになる。

総括的にいえば、O:未使用資源の投入量が最小で、Y:廃棄物の発生量が最小で、C:供用・維持の段階に長く止まり、F:最終処分に付される量が最小なフローが最も高く評価されるモデルである。

(社)日本建材・住宅設備産業協会は、構成する会員各団体・各企業とともに、図-1に示した住宅・建築物のライフサイクルを通じて、環境負荷の低減、資源の有効利用、省エネルギー等を、消費者および関連産業との緊密な協力体制のもとに積極的推進に努める。

2-2 (社)日本建材・住宅設備産業協会は、安全・安心で快適な生活を実現すると同時に環境に配慮した建設資材・住宅設備機器の普及に努める。

建材設備産業は、環境に配慮しつつ、建材設備の生産に取り組まなければならない。また、住宅・建築物のライフサイクルを考慮し、性能、品質、快適さを充足した商品を提供しなければならない。それら良質な建材設備により建築された住宅・建築物で構成される地域・都市の創造は、社会的資産ストックの整備にも直結する。

新築の住宅・建築物建設に際しては、財団法人 建築環境・省エネルギー機構の実施する、「環境共生住宅認定基準」や「建築物総合環境性能評価システム」に沿った住宅・建築物を構成する建材設備の積極的開発を行い、高耐久・高断熱・高气密・ユニバーサルデザイン・環境共生等に十分配慮する必要がある。また、既存住宅の改修・補修（リフォーム）に際しては、特に耐震・耐久性能を高めるとともに、高断熱・高气密・ユニバーサルデザイン等の措置を盛り込んだ商品を開発することにより、住宅・建築物の性能向上を図らなければならない。

住宅・建築物の総合的な性能を向上させることは、使用年数の長期化につながり、解体・処理処分による建設廃棄物の排出量削減につながるとともに、住宅・建築物の供用・維持段階のエネルギー使用量の削減など大きく CO₂ の削減に寄与することになる。

(社)日本建材・住宅設備産業協会は、構成する会員各団体・各企業とともに、安全・安心で快適な生活を実現すると同時に環境に配慮した建設資材・住宅設備機器の普及に積極的に努める。

2-3 (社)日本建材・住宅設備産業協会は、建材設備業界の CO₂ 排出量削減と 3R (リデュース、リユース、リサイクル) の推進に努める。

CO₂ の排出量の削減については、「京都議定書」に定められた日本の削減目標を基本とし、産業廃棄物の排出量の削減・リサイクル率の向上など 3R 推進に関しては、産業構造審議会の「産業廃棄物リサイクルガイドライン」および「建設リサイクル推進計画 2002」を基本方針とする。

上記方針のもと、(社)日本建材・住宅設備産業協会は、協会を構成する各団体、各企業とともに、消費者・関連産業との連携し、CO₂ 排出量の削減および産業廃棄物のリサイクル率の向上など 3R の推進に努力する。

(1) 材料・資材・設備段階における CO₂ の排出量の削減について

建材設備の生産段階は、さらに資源の調達、原料の加工、素材の製造、部品・製品の製造等に区分されるが、この何れの区分においても化石燃料や電力を消費し、また、輸送においても燃料を消費している。

したがって、この段階では、CO₂ 排出量を削減するために、関連する産業全ての協力を得ることが不可欠であることから、これらの関連産業との連携により、達成されるべき削減率の目標値を定めるよう会員団体・企業と共に努力する。

(2) 供用・維持段階における CO₂ の排出量の削減について

住宅・建築物のライフサイクル CO₂ は、使用段階で最も排出量が多い。この使用段階での CO₂ 発生源としては、電力、燃料等のエネルギーをはじめ、間接的には生活水の消費も含まれる。

CO₂ 排出量の削減に当たって、消費者の住まい方の工夫は大きな比重を占める。

そこで、

住宅・建築物の省エネルギー性能の向上

二重サッシ・断熱サッシ・断熱複層ガラス、床・外壁及び小屋裏、屋上等の断熱化・気密性の向上等

設備機器の省エネルギー性能の向上

冷暖房機器・照明機器、給湯機・節水型便器・ソーラーシステムの改善、導入 等

住宅・建築物の耐震性・耐久性の向上

高耐震・高耐久化工事・耐用設計（材料品質、設計品質、施工品質、メンテナンス）の導入等

住宅・建築物のユニバーサルデザインの導入

手摺り・段差・リフト・家庭用エレベーターの設置 等

新築の住宅・建築物における配慮のみならず、既存住宅・建築物に対しても適切なリフォームを実施することが必要である。住宅・建築物の性能の向上を図り、耐用年数の向上を想定したとき、少なくとも、建設および解体工事・建設廃棄物の処理処分時の環境負荷を低減することになり、長期的には総排出量を削減することができるものと考えられる。

- (3) 処理・再生段階における CO₂ 排出量の削減と、産業廃棄物の排出量の抑制、およびリサイクル率の向上について

住宅・建築物のライフサイクルの過程で発生する産業廃棄物の適正処理の遵守が第 1 である。

産業廃棄物全体で約 4 億トンのうち、その約 20% を占める建設廃棄物のリサイクル率については、すでに建設リサイクル法の基本方針および「建設リサイクル推進計画 2002」で目標値が設定されている。また「産業廃棄物リサイクルガイドライン」では、建設資材、システムキッチンなど 3R への取組状況が記載されているが、住宅・建築物に投入される建材設備の種類は多種多様であり、再資源化状況も業界によりばらつきが多く、リサイクル技術が整備されていないものも多い。また、リサイクル製品の基準、流通についても未だ未整備であるため、今後の技術開発と用途の開発が必要である。

2-4 (社)日本建材・住宅設備産業協会は、建材設備の生産活動だけでなく、事業活動の全ての分野における地球環境問題に対し、関連産業・地域社会・消費者と協力し、積極的対応に努める。

住宅・建築物建設に関する諸活動のうち、地球環境問題に直接的に関与する部分の多くは、建材設備産業のみによるものばかりではなく、関連産業・地域社会・消費者に依存する部分も大きい。よって、(社)日本建材・住宅設備産業協会が、構成する会員各団体・各企業と自ら設定した目標を達成しようとする場合、その環境行動に係わる認識、目標、方針、計画等を広く公表し、環境活動に対する意識の向上を図るとともに、関連産業・地域社会・消費者と協力していくことが肝要である。

関連産業・地域社会・消費者に協力を要請しようとする場合には、(社)日本建材・住宅設備産業協会自体が、まず地球環境問題に積極的に取り組む必要がある。

さらに、(社)日本建材・住宅設備産業協会は、構成する会員各団体・各企業に対する啓発、教育活動を実施し、事業活動を行っていく。

3 . 活動方針

(社)日本建材・住宅設備産業協会を構成する会員各団体・各企業において行っている環境活動を、より一層推進するとともに、建材設備産業として統一した基本認識のもと活動を行っていく必要がある。

(社)日本建材・住宅設備産業協会は、基本目標を達成するために、積極的に会員各団体・各企業とともに環境活動を推進し、「環境行動自己点検評価システム」の整備を進め、建材設備産業の環境活動に対し支援を行う。

具体的活動については、(社)日本建材・住宅設備産業協会を構成する会員各団体・各企業の環境担当部署と連携を取りながら建材設備産業全体の環境プレゼンスの向上を図る。

3-1 (社)日本建材・住宅設備産業協会は、会員各団体・各企業とともに環境管理に対する認識の向上をめざす。

社会の一員としての企業活動が求められる中で、環境問題を企業経営の中心として捉えることは企業の社会的責任として当然のことである。会員各企業の経営方針の中で環境問題をしっかり捉え、企業トップが自社の環境理念を外部に公表する必要がある。

このため、「環境マネジメントシステム」(Environmental Management Systems ; EMS) の理解と実践を通して、環境リスクの低減、環境効率の向上など環境活動を実効あるものとしていく。

(社)日本建材・住宅設備産業協会は、協会を構成する各団体、各企業に対して、環境担当部署の設置を推奨するとともに、環境担当部署との連携を取りながら環境活動を推進する。

また、(社)日本建材・住宅設備産業協会は、会員各団体・各企業の環境活動に対する取り組みや調査研究を顕彰する。加えて外部の3Rに関する功労者表彰制度を活用し、協会として会員企業を推薦、外部機関からの表彰により社会へアピールし、環境意識の向上に努める。

3-2 (社)日本建材・住宅設備産業協会は、「環境行動自己点検評価システム」の整備・普及を図り、環境保全、環境負荷の低減、資源の有効利用、廃棄物の適正処理等、会員各団体、各企業の環境活動の定着と実効性の向上を支援する。

本環境行動宣言は、建材設備産業の環境行動に対する基本認識、基本目標、活動方針であり、本環境行動宣言の趣旨を踏まえつつ、各団体、各企業は住宅・建築物のライフサイクルにおける目標を考慮し、業界の実情にあったそれぞれ具体的な行動計画等を策定し、実効ある環境活動を継続的に推進することが重要である。(社)日本建材・住宅設備産業協会は、構成する各団体・各企業に対して環境行動計画および環境活動実施状況を適正に自己点検し評価できる「環境行動自己点検評価システム」を提供し、環境活動全体を支援する。

(1) 設計・開発段階における配慮事項

自然環境の保全・調和

環境共生型の住宅・建築物を実現するため、自然との調和を考慮した建材設備の設計・開発・商品化を推進し、環境の保全、創造に努める。

居住環境の創造

耐震・断熱材の補修・改修工事（リフォーム）を含め、住宅・建築物性能の向上、室内環境の改善のための建材設備の設計・開発・商品化を推進し居住環境の向上に努める。

環境負荷低減・環境汚染への対応

- a. 建材設備製品の製造のための原材料投入量・生産エネルギーの削減が可能な建材設備の設計・開発・商品化を図り、CO₂排出量削減、廃棄物の発生抑制（リデュース）を推進する。
- b. 設計・開発段階から耐用年数を向上させる建材設備の設計・開発・商品化を行い、廃棄物の発生抑制を図るとともに、維持管理、補修・改修工事（リフォーム）をも考慮する。
- c. 未利用エネルギーの利用、次世代省エネ基準にもとづく高断熱・高气密住宅や建築物の建設に必要な建材設備の設計・開発・商品化を推進し、使用段階でのエネルギーを削減する。
- d. 人の健康に影響があると思われる化学物質について、日本の規制のみでなく海外の規制動向も視野に入れながら、建材設備に使用される化学物質については、設計・開発段階から適切な対策を講じる。また使用する材料・部材のMSDS等安全性に関わる情報については原則開示する。

(2) 生産段階に係わる配慮事項

生産物に関わる原料やエネルギー等の投入量削減の目標値を設定し、資源・エネルギーの有効利用を推進する。

工場排出される廃棄物の品目・排出量を把握し、焼却処分や埋め立て処分を前提としないリユース・リサイクルの計画を立て再資源化率の向上を図り、最終処分量を削減する。

グリーン購入法特定調達品目やエコマーク商品など環境に配慮したリサイクル資材等を優先的に使用するよう努力する。

リサイクル率向上のため、廃棄段階で適正に解体・分別を行えるよう、使用する部材には可能な限り材料表示を行う。

(3) 廃棄物の適正処理と3Rの推進

建材設備産業は、廃棄物処理法、建設リサイクル法、再生資源利用促進法等の法律を遵守し、廃棄物の適正処理と3Rのより一層の推進を図らなければならない。

(社)日本建材・住宅設備産業協会は、環境配慮事項の実施状況や廃棄物の適正処理・法律遵守、3Rの推進状況等を自主的に点検し評価できる「環境行動自主点検評価システム」の整備・普及を図る。

また(社)日本建材・住宅設備産業協会では、これまで3R推進のため、「建材のリサイクル推進

のための調査研究、「建設廃棄物の再資源化技術の調査研究」等、数々の調査研究を行政・学識経験者・関連産業と連携を取りながら継続的に行ってきた。その蓄積された知見・ノウハウ・ネットワークを活用し、今後とも3Rに関する調査研究を積極的に推進する。

このような活動の成果として商品化された各会員団体・企業の環境に配慮したリサイクル建材設備については、グリーン購入法の特定調達品目への提案・認定の支援を積極的に行う。

3-3 (社)日本建材・住宅設備産業協会は、関連産業・地域社会・消費者との連携を深めるとともに環境に関する情報提供・情報公開に積極的に対応する。

建材設備のライフサイクルにおいては、多種多様な原材料やエネルギーが多く使用され、最終的には解体・処分により大量の廃棄物が発生している。このライフサイクルにおいては、会員各団体・各企業、および建材設備産業単独では解決できない問題も多く、関連産業等と環境活動を共に推進していく必要がある。

(社)日本建材・住宅設備産業協会は、その機能を活用して、様々なステークホルダーの意見や要望を集約し、関連産業・地域社会・消費者とともに環境活動を進めていく中心的役割を担わなければならない。

(1) 建材設備メーカー内（会員各団体・各企業間）の連携

建材設備メーカーは、関連産業・消費者に提供する製品の規格・品質・性能・安全性等について業界としての基準を定め、安全・安心な環境を担保する責務がある。

(社)日本建材・住宅設備産業協会は、このような課題を解決するため、会員団体とともにVOC排出自主行動計画を策定し、排出削減に努め、その排出実績を公表する。またホルムアルデヒド発散等級自主表示制度の制定・運用等、建材設備メーカー間における連携について、指導的役割を果たす必要がある。

(2) 原材料製造業界との連携

建材設備産業は、製造する建材設備に含まれる有害物質・化学物質に対する適切な対策を講ずる為、原材料製造業界との連携をより一層強化しなければならない。(社)日本建材・住宅設備産業協会は、原材料製造業界へも「環境行動自己点検評価システム」を公開し、環境の安全性確保のためその活動を支援していく。

(3) 住宅メーカー・建設業界との連携

建材設備産業は、住宅メーカー・建設業界に対して建材設備を供給するため、住宅・建築物の建設に関して直接打合せをする立場にある。(社)日本建材・住宅設備産業協会は、会員各団体・各企業と協力して、住宅メーカー・建設業界に対して建築物の省エネルギーや居住環境の安全性確保、快適性の向上について提案・推奨すると同時に、環境配慮型建材設備製品の標準化や技術開発に関しても住宅メーカー・建設業界との合意形成のため、その中心的役割を果たす。具体的には、ホルムアルデヒド発散等級自主表示制度、優良断熱建材認定制度、抗菌性能基準使用登録制度など関連するメーカー・

業界団体の合意のもと制定・運用する。

(4) 産業廃棄物処理業界との連携

建材設備産業は、新築・解体工事や建設廃棄物の処理処分における、排出量の発生抑制・リサイクル率の向上等、環境負荷の低減を図る必要がある。(社)日本建材・住宅設備産業協会は、産業廃棄物処理業界との建材設備に関する廃棄物の排出方法・処理処分方法やリサイクルシステム等の調査研究、情報の交換を通じて、産業廃棄物処理業界との連携をより強化し、環境保全・環境負荷低減のために共同して対応していく。またそれら調査研究の成果を広く公表する。

(5) 消費者との連携

消費者の住宅に対する考え方、住まい方で環境負荷に大きな影響を与える。(社)日本建材・住宅設備産業協会は、消費者に対し、環境に対する理解を得るため、住まい方についてのセミナー開催や環境配慮事項を積極的に提案した「省エネルギー住宅ファクトシート」等の作成・配布、既築集合住宅に対する省エネルギー建材・設備機器の導入提案、住まいの省エネ診断をホームページで開設するなど積極的な情報提供を行うことにより、消費者とともに環境負荷の低減を推進していく。

(6) 環境活動を展開中の地域社会・一般社会や行政との連携を強め、支援と共同活動を推進する。

持続可能な生産活動を継続していくためには、単に産業界のみならず地域社会・一般社会や行政との連携が不可欠である。

建材設備産業は、生産活動自体が環境と係わりを深くもつことを十分認識し、環境負荷の低減や居住環境に係わる情報を広く地域社会・一般社会に発信することにより、建材設備産業の環境活動について理解を求める必要がある。地域社会・一般社会の環境活動や環境教育に対し、工場見学や環境活動報告書の配布など情報公開も含め積極的な協力を行う。

3-4 (社)日本建材・住宅設備産業協会は、建材設備産業の環境行動を継続的に調査し、その成果を公表する。

建材設備産業に係わる、CO₂ 排出量及び建設廃棄物の排出量、リサイクル率等の目標を社会経済の状況の変化や、地球環境問題の動向に照らし適切なものとなるよう、(社)日本建材・住宅設備産業協会は会員各団体・各企業の環境行動について、調査を継続的に実施し、現状の的確な把握に努め、その成果を公表する。

「建材設備産業の自主的環境行動宣言」策定委員名簿

資源循環調査検討部会（平成18年度）

		氏名	所属
1	部会長	坪内 信朗	(社)日本建設業団体連合会 (株)竹中工務店 地球環境室 副部長
2	主査	菊池 雅史	明治大学 理工学部建築学科 教授
3	委員	村上 泰司	(社)住宅生産団体連合会 (株)イオリナ 代表取締役
4	委員	若木 和雄	(財)建材試験センター 特別参与
5	委員	山崎 和彦	日本繊維板工業会 業務部長
6	委員	道正 泰弘	東京電力(株)建設部 土木・建築技術センター スペシャリスト
7	委員	鈴木 秀昭	(社)日本サッシ協会 常務理事
	事務局	富田 育男	(社)日本建材・住宅設備産業協会 専務理事
	事務局	河西 敏則	(社)日本建材・住宅設備産業協会
	事務局	佐藤 正紀	(社)日本建材・住宅設備産業協会

3R ロードマップ検討分科会（平成18年度）

		氏名	所属
1	分科会長	山崎 和彦	日本繊維板工業会 業務部長
2	主査	菊池 雅史	明治大学 理工学部建築学科 教授
3	副主査	村上 泰司	(社)住宅生産団体連合会 (株)イオリナ 代表取締役
4	委員	若木 和雄	(財)建材試験センター 特別参与
5	委員	道正 泰弘	東京電力(株)建設部 土木・建築技術センター スペシャリスト
6	委員	鎌田 隆英	(有)鎌田建築研究所 代表取締役
7	委員	齋藤 博	東鉄工業(株)管理本部システム部 部長
	事務局	富田 育男	(社)日本建材・住宅設備産業協会 専務理事
	事務局	河西 敏則	(社)日本建材・住宅設備産業協会
	事務局	佐藤 正紀	(社)日本建材・住宅設備産業協会

(社)日本建材・住宅設備産業協会